|  |  |
| --- | --- |
| 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る届出書 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 榛東村長　様 | 届出年月日 | 年　　月　　日 |

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関して、次の被保険者が第94号告示第31号のイ(※1)で定める状態像に該当するものであることについて下記のとおり届出します。

(※1　厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号))

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者 | 氏名 | 　 | 被保険者番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 個人番号 | 　 |
| 生年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 | 性別 | 男・女 |
| 要介護度 | □申請中　□要支援1　□要支援2　□要介護1(□要介護2　□要介護3　※対象種目がカの場合) |
| 認定有効期間 | 　　　　年　　　月　　　日～　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 居宅介護(介護予防)支援事業者名 | 　 |
| 計画作成担当者 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 貸与開始(予定)日 | 　　　　年　　　月　　　日～ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 種目 | 厚生労働大臣が定める者(第94号告示第31号)(※1) | 認定調査の結果 |
| 貸与が可能な福祉用具及び該当する状態像(該当する箇所に) | □　ア　車いす及び車いす付属品 | □　(1)日常的に歩行が困難な者 | 基本調査1―7 |
| □　(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 主治医からの情報及びサービス担当者会議　※下記 |
| □　イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品 | □　(1)日常的に起き上がりが困難な者 | 基本調査1―4 |
| □　(2)日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1―3 |
| □　ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器 | □　(1)日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1―3 |
| □　エ　認知症老人徘徊感知機器 | □　(1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査3―1基本調査3―2～3―7基本調査3―8～4―15 |
| □　(2)移動において全介助を必要としない者 | 基本調査2―2 |
| ※　(1)、(2)いずれにも該当すること。 | 　 |
| □　オ　移動用リフト(つり具の部分を除く) | □　(1)日常的に立ち上がりが困難な者 | 基本調査1―8 |
| □　(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 | 基本調査2―1 |
| □　(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 主治医からの情報及びサービス担当者会議　※下記 |
| □　カ　自動排泄処理装置　　(尿のみを自動的に吸引するものを除く) | □　(1)排便が全介助を必要とする者 | 基本調査2―6 |
| □　(2)移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査2―1 |
| ※　(1)、(2)いずれにも該当すること。 | 　 |

※ア(2)、オ(3)の状態像に該当することを判断した内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主治医から得た情報 | □　主治意見書□　診療情報提供書□　医師からの聞き取りによる確認 | 医療機関名 | 　 |
| 担当医師名 | 　 |
| 確認日 | 年　　　月　　　日 | 電話番号 | 　 |
| サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメント | サービス担当者会議実施日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 貸与が必要と判断した理由状況等 | 　 |
|
| ※ア(2)、オ(3)の場合の添付書類 | □ | ①居宅サービス計画書(第1～3表)(写)又は介護予防サービス・支援計画書(写) |
| □ | ②サービス担当者会議の要点(写)又は介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)(写) |
| □ | ③医師の医学的な所見のわかる書類(写)(疾患名、福祉用具が必要な症状等が記載されていること。)※サービス担当者会議の要点等に詳細な記載がある場合は省略可 |

注)判断箇所が分かるよう、添付書類の該当箇所にマーカー等で印をつけた上で提出すること。